

最高裁判所 入札監視委員会 審議概要

開催日及び場所	令和8年1月26日（月）	最高裁判所中会議室 （オンライン会議）
委員	委員長 角田 誠 （東京都立大学名誉教授）	
	委員 金子 裕子（公認会計士）	
	委員 都筑 満雄（明治大学法学部教授）	
審議対象期間	令和7年4月1日から令和7年9月30日	
抽出案件	（備考）	
工事	一般競争	1件
	公募型及び工事 希望型指名競争	－
	通常指名競争	－
	随意契約	2件
建設コンサルタント業務	一般競争	－
	プロポーザル方式	－
	随意契約	－
	総件数	3件
	意見・質問	回答
委員からの意見・ 質問及びそれに対する 回答等	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見 の具申又は勧告の 内容	なし	

(別紙)

意見・質問	回答
<p>(裁判所における契約の状況について)</p> <p>※ 令和7年度上半期に入札を実施した工事の契約締結率、入札不調の分析と平均参加者数、落札率及び低入札価格調査等について報告</p> <p>・例年の上半期の全体件数はおおむね120件程度であるところ、令和7年度上半期の件数が69件となっているが、入札に出した件数が少なかった理由は何か。また、それは今期限りの理由で、次期以降は通常に戻るのか。</p> <p>・不調・不落対策の取組みについて、アンケートを実施し、どこに問題があったのかということから対応策を考えられたのは、非常に良い取組みではないかと思う。調達情報の周知について、アンケートの中で他省庁の発注見通し情報の方が分かりやすいといった意見があったとのことだが、具体的にはどのような点に違いがあり、どう見直すことを考えているか。</p> <p>・人材の確保しやすい時期に、より多くの調達手続きが実施できるよう検討することだが、具体的にどのような時期が人材を確保しやすいのか。またこの対策が有効に機能する見込みはあるのか。</p> <p>・3～4月に契約できるような体制は、最高裁判所として支障はないのか。</p>	<p>・入札に出した件数が減った理由としては、令和7年4月に、各高等裁判所で行っていた営繕業務を最高裁判所に集約したことに伴い、早期発注案件の手続きが後ろ倒しになったことが要因と考えられる。なお、集約手続は既に完了しているため、令和8年度については、件数も回復するものと考えられる。</p> <p>・発注見通しについては、他省庁を参考に、従前裁判所では公表していなかった、対象の建物の構造、階数、面積などの具体的な工事概要や、公告及び開札の具体的な時期を記載するとともに、3回の公表回数を4回に増やすことで、より詳細かつ最新の情報を提供できるよう見直しを考えている。</p> <p>・基本的に1年間を通した工事が多いため、3月に工事が終わり、4月から新しい工事に着手できるよう、3～4月頃の契約を目指すことで、比較的人材の確保がしやすいものであり、有効な対策であると考えられる。</p> <p>・令和7年上半期については、営繕業務集約の関係で早期発注案件の件数が減ったところではあるが、令和8年度上半期については、従前の流れに戻しながら、早期に調達手続きを進められるよう努めたい。</p>

意見・質問	回答
<p>・調達情報の周知について、他省庁で行っていた内容を最高裁判所では行っていなかったという点は、ディスアドバンテージになると思う。決定ではなく、あくまで見通しなのだから、どのような工事を予定しているのか、2年先くらいまで公表した方がより効果的なのではないか。また、翌債の活用により工期の平準化を図るとのことだが、そういったことも効果的に働くのだとすれば、今後積極的に行うべきだと思う。</p> <p>・今注目されているファシリティマネジメントの考え方は、民間でも公共施設でも非常に多く取り入れられている。裁判所においても、そういったファシリティマネジメントの考え方を参考にすべきだと思う。</p> <p>抽出案件について</p> <p>1 大阪高地簡裁庁舎機械設備改修工事</p> <p>※ 本件は、入札参加者1者のみで、2回入札を行ったが予定価格に達しなかったため、同者と随意契約交渉を行い、見積合わせを経て契約したものである。</p> <p>・入札公告1件当たりの平均参加者数の統計を見ると、大阪は例年参加者数が多い印象だが、本件の参加者が1者のみとなった理由としては、参加できる業者が限られる特殊な案件だったということか。または、大阪万博の影響など時期的な事情も関係しているのか。</p>	<p>・民間などでは、人材確保のため2～3年前から声掛けを行っているということも聞くところであり、裁判所においても同様の対応ができればと思うが、公共機関においては、予算が成立しなければ外部に公表できない事情もあり、数年レベルで前倒しして公表することは難しいのが現状である。可能な範囲での周知にはなるが、今後も他省庁等の取組み状況を把握しながら、裁判所が遅れを取ることがないよう対応していきたい。</p> <p>・本件工事は非常に難易度が高く、参加業者が限られる状況であったことが理由と考えられる。また、大阪万博の影響に関しては、令和5年度に不調になった際、大阪とその隣接県にある管工事業の51社にヒアリングを行ったところ、万博の影響で近畿地方の技術者が不足し入札が困難となるのは、令和6年度頃までと聞いているため、今回は時期的な影響は受けていないものと考えられる。</p>

意見・質問	回答
<p>・本件工事が難易度の高い大型案件であることは、令和5年の入札時点で明らかであったのだから、何か対策ができたのではないか。</p> <p>・人材不足の進行など2年の間に状況も変化する中で、令和5年の時点で意欲的な回答が得られていたからというのは、意識が低いように思える。なぜ4年にも渡る長期工期でなければならぬのか。</p> <p>・ファシリティマネジメントなどを導入して一期・二期に分けることなどはできなかったのか。</p> <p>・アスベスト対策や熱源機器の更新などは、年数の経過した建築物では当然あるものと思われるし、40億円という金額は他の工事と比べて必ずしも高額であるとまでは言えないのではないかと思うが、それほど難易度の高い工事なのか。</p>	<p>・令和5年の51社へのヒアリングの際、令和6年までの参加は難しいものの、それ以降であれば同様の工事内容であっても参加に意欲的な回答を多く得られたため、本件においても基本的には前回と同じ工事内容での発注とした。</p> <p>・工期が長期に及ぶ理由としては、本件工事では、冷温水発生機及び空調機の更新を、執務に影響のないように、季節の中間期に実施する必要があるため、4年という長期間の工期となった。</p> <p>・一期・二期などに分けられない理由として、本件工事では、本館と別館の2棟に同時期に整備された機器が既に耐用年数を超過しており、機器の故障が頻発している状況であったため同時期の工事が必要であった。また、敷地に余裕がなく別々の現場事務所を設置することが困難であること、自動制御装置は2棟を含めた集中制御を行っていること、現地の施設管理者において複数業者への同時対応は人的負担が大きいことから、分割発注ではなく、2棟を合わせて調達することが適当と考えた。</p> <p>・本件工事におけるアスベスト対策は、各階の執務室と廊下を挟んだ機械室の壁にアスベストが含まれており、執務室に非常に近い場所での作業を予定しているため、工事の特性上、技術的難易度が高いものとなっている。熱源機器の更新についても、設備自体が複雑で、古い機器と新しい機器を連動させながら段階的に更新をしていく必要があるため、難易度の高いものである。また、40億円という金額については、少なくとも裁判所で機械設備単独で発注する工事としては、過去最高額であることから、非常に大規模な工事であると考えている。</p>

意見・質問	回答
<p>・今回は、結果として無事に契約者が見つかったところだが、それで終わりではなく、発注者の立場で、今後適切に工事が行われているかどうかにも検証していく必要があると思う。</p> <p>2 鹿児島地家簡裁庁舎機械設備改修工事</p> <p>※ 本件は、6者の入札があり、うち5者が予定価格内かつ調査基準価格を下回った。その後1者が辞退し、残りの4者に施工体制確認及び最低価格の1者に低入札価格調査を行った結果、最低価格であった者と契約を締結したものである。</p> <p>・予定価格の相当性について、落札者は資料に記載されているように特殊な事情があって費用が抑えられたことは理解したが、他の入札者4者、辞退者を除くと3者いずれも低入札であったことからすると、予定価格は妥当だったのか。</p> <p>・見積もりを取得したメーカーにはヒアリングも行っているのか。</p> <p>・4者とも低入札だったということは、予定価格の積算方法を検討すべきなのではないか。</p> <p>・本件のような機器を用いた工事が入札監視委員会の対象案件となり、予定価格の相当性が論点となることが多い。説明内容は毎回同じような内容であり、現状の予定価格の積算方法ではやむを得ないのかもしれないが、委員としてつきりしないものがある。</p> <p>・入札者に対する施工体制及び低入札価格調査ヒアリングは、リモートで行っているのか対面で行っているのか聞きたい。民間工事であれば、安価であることを問題としてヒアリングす</p>	<p>・今後、契約内容に基づき、工事が適切に実施されているかを継続的に確認する。</p> <p>・本件では、予定価格の積算に当たって、冷温水発生機、送風機及び自動制御機器につき、メーカーからの見積もりを採用しており、この見積価格が予定価格の8割近くを占めたところ、各入札参加業者とも取引価格を抑えることができたため、予定価格との間に差が生じたものと考えている。</p> <p>・複数社のメーカーから見積もりを徴取したうえで、ヒアリングも行っている。</p> <p>・積算方法については、見積価格の掛け率を決定するにあたり、メーカーへのヒアリングや市場価格の調査を勘案して算定しており、積算方法に誤りはなかったものと考えている。</p> <p>・施工体制確認については、4者いずれもウェブで行い、双方複数人が出席している。対面ではなくウェブで実施することにより、なるべく業者の手間がかからないようにしている。</p>

意見・質問	回答
<p>ることはあり得ないと考えるため、業者の負担にならないようにしているのか教えてほしい。</p> <p>・落札者に決めた決定打は何だったのか。</p> <p>3 大阪高地簡裁庁舎電気設備改修工事第3回設計変更</p> <p>※ 原契約は、庁舎本館の特別高圧受変電設備改修、分電盤改修、幹線改修、電力貯蔵設備改修及び中央監視制御設備改修、庁舎別館の幹線改修及び受変電設備改修を行うものである。</p> <p>第3回設計変更において、庁舎別館の照明改修を追加している。</p> <p>・後から追加した照明改修等について、当初から工事をしなければならぬことが判明しており、随意契約により追加発注することになることをわかっていたうえで、当初発注と切り分けて実施しているという印象を受けた。</p> <p>・予算超過のため当初発注に含めなかったという理由が正当で、今回の発注方法が適正といえるのか若干の疑問を感じる。</p> <p>・5年間の工事であるから、途中で予算を見直すことはできないのか。当初から工事しなければならぬとわかっていたということであれば、設計変更というより分割しているだけに見</p>	<p>・落札までの手順としては、4者に施工体制確認を実施し、総合評価にて最も評価点の高かった入札参加業者1者と低入札参加者1者を実施して決定した。決定打としては、あくまでも総合評価の点数により判断して決定している。</p> <p>・本件は、5年国債として予算を確保したものであり、予算を算定した時に想定した物価上昇率と現実の率に乖離があり、この点に見込み不足があった。予算超過となったが、計画した工事を実施するために、一部の工事を当初発注から取りやめ、入札することとなった。</p> <p>・本件工事の計画立案時から、工事内容を分割して一部を発注した上で、その後に追加すればよいと考えていたものではない。5年間の予算計画で行っているため、遡って予算の見直しをすることは難しい。また、本件は約30億円の工事であり裁判所の電気設備工事としては規模の大きい工事であることから、一部の工事を取りやめ工事を進めていきたいという結論に至った。</p> <p>・今後は、いただいた意見を踏まえ見直し等を検討したい。</p>

意見・質問	回答
<p>える。予算の見直しなど別の対応はとれなかったのか。</p> <ul style="list-style-type: none">・本件工事の設計変更も第1回から第3回まで全て照明に関することであり、なぜ照明のことで複数回設計変更するのか、疑問に思う。発注内容、予算の取り方について、検討されたい。・本件のような工事は、どの庁舎においても起こりうるものである。その中でどのように優先順位をつけるか等の方針を最高裁判所として考えておくことも必要なのではないか。・以上、3件の審議案件について、入札契約手続が適正に行われていると思料する。	